

第5期武蔵野市情報公開委員会（第2回）会議要録

- 日 時 平成18年2月3日（金） 午後6時30分～8時10分
- 場 所 消費生活センター講座室
- 出席者 委 員 7名、広報課 3名、事務局 4名
- 傍聴者 1名

1 議題及び報告事項

※ 議題及び報告事項にかかわりなく、簡易な案件から行うこととした。

◆市ホームページリニューアルについて

広報課から資料「市ホームページリニューアルについて」及びプロジェクターを使用し、説明。

委員長： 市民なり住民の生活の断面、断面をそのままサイトに区切られていて、非常に扱いやすさが増して、いい方向に改善されていると思います。

委 員： すごく前進するホームページになるんだなと思いました。ただ、まだまだパソコンを使用できない方もおられますので、不平等感を無くすという点を重点的にお願いしたい。例えば、市の事業について先着順で申し込みを受け付けるといった場合には、市報と同時スタートでやっていただいきたいと思います。また、先着順ではないが、この武蔵野市情報公開委員会委員の募集のように、応募に当たって、作文を求めるとような場合にも、ホームページと市報とで募集の発表に時間差がでると文章を考える期間にも差が生じることになりますので、そうならないよう公平を期すことをお願いします。

委員長： もちろん市報なりで基礎的な情報が市民の方々に平等に行き渡るとというのが前提の話で、さらに電子的な情報公開の仕方も検討されているわけです。

使ってみないとわからないところもありますし、またこういう場所で今後の利用者の方々からの質問なり、よくある質問の構成の改革なりも、情報交換されていくことだと思いますから、また一定の利用期間を経て検討するということもあり得ると思います。

委 員： 「よくある質問」の選び方は、どういう基準で行っているのですか。

事務局： まず、市長への手紙や各課に寄せられるお問い合わせについて、集約をし、そ

の中から多くの住民が誤解していること、例えば、「武蔵野市は他市に比べて税金が高いとよく言われますが」などをピックアップしています。

2月15日の段階では100項目ぐらいアップしていこうと思っていますが、今の形だとすぐに200くらいにはなってしまうと思います。子供とかの項目別に暮らしのガイダンスと同じような形で簡潔に出していこうと思っています。

委員長： メールでの質問はたくさん届くのですか。

事務局： 「市長への手紙」を年間600件ほどきますが、その半分以上がメールです。ホームページ上に「市長への手紙」という画面がありご意見をいただくフォームが決まっています（プロジェクターで実際の画面を表示させながら説明）。メールは、所管であります市民活動センターに届きまして、それがデータベース化されています。ですから、頻回なものについて「よくある質問」に新たにアップしていく予定です。なお、「よくある質問」に対する直接の回答は、簡単なものにし、詳しいことは、それぞれの事業ごとのページへリンクを張るというシステムにしています。

委員長： そういう形で累積していけば、頻度の高い質問が決まってきますし、そのうち時代も流れていけば人々の関心も変わってきますしね。あまりたくさん並んでいても見づらいので、特定のものだけが見られるようにすると使い良いものになると思います。

委員： 郵便による市長への手紙が減り、メールでの手紙が増えているのですか。

事務局： 正直言いまして、メールの方が書きやすいというのがあって、しかも乱暴な表現を使われているものが増えています。なお、メールで来たものについては、市長名によりメールで返事をしています。

委員長： メールだとコストがかからないですから、好き放題やられてしまいます。

委員： 市長がどういう回答をしたのかというのは、「よくある質問」の回答として載りますか。

事務局： 原文のままではありませんが、趣旨をまとめたものを載せています。

委員： やはりホームページを読まなければだめですね。

事務局： ご自分で操作されなくても、どなたかにプリントアウトしていただくという方法もあります。

委員： コミセンのパソコンは係の方が操作してくれて見ることができるのですか。

事務局： コミセンにもよります。おそらく委員の事務所の若い人にホームページを開いてもらい、いろいろと項目を見ていただく方が良いかもしれません。

委員： どの課をみれば良いかということが、うちの職員ではわからないのです。

事務局： 現在のホームページでは、各課ページから入らないと、必要な情報に到達しないものですから、市外の方とか、初めて市の行政を知ろうとされる方にはわかりづらいものでした。そこで、今回のリニューアルでは、例えば転入・転出の場合は、届出、税、保険、年金というように、暮らしの断面から入っていけるようにしました。それでもわからない情報については、文字検索が可能です。

広報課： 文字検索の機能はありますが、例えば高齢者とか入れると、物すごい数が出るので、普段、文字検索に慣れている方でないとまだまだ難しいと思います。

委員長： ユーザーフレンドリーであるとともに、つくる側にとってもコストがそんなに高からなくなっているというのは画期的なことだと思います。私自身も自分で学生のためと思って一生懸命自分のホームページをつくっていますが、みんな見てくれません。比較的簡単に統一フォーマットでつくれるというのは、つくるコストという意味でもそんなに高くない。適正なホームページになっていくように思います。

◆平成17年度第3四半期の開示等状況について

事務局が当日配布資料③「平成17年度行政文書開示請求及び不服申立等の状況」を説明。

委員長： 非開示決定に対する不服申立ては出ていないようですね。

事務局： 不服申立ては出されていません。決定は非開示となっていますが、その多くは文書不存在であるものです。また、そうでないものも、請求者の請求の趣旨を損なうほどの非開示ではありませんでした。

委員： 非開示とされている事例で、今後、いろいろ重要な要素になるかもしれない問題はなかったですか。

事務局： 今回の報告分の中では、ありませんでした。

委員： 情報公開制度を利用した方から、小グループでの申請や数人での閲覧ができないのか、また、請求書の記入欄がとても狭く書き込みづらいというようなことを聞き、何かそういうところで改善の点があるではないと思ったのですが。

事務局： まず、開示請求は、団体でも個人でも、どなたでも請求することができます。

そして、その請求をした方ご本人に対して、情報を開示することになります。そのときに申し出等があれば、必要に応じて開示した後、その場に皆さんに規定もらいコピー等をご覧になるというような対応はしています。

それから、請求書の方はできるだけ改善を図っていきたいと思いますが、請求される行政文書については、請求書に別紙と書いて、別紙を付ける方法でも構いません。

委員： 決定内容の欄を見ると、文書不存在という記載がある項目が多いが、市民から請求された時点で、文書があるにもかかわらず、文書が無いと回答することはあり得ないのでしょうか。

事務局： もちろん、そのようなことはありません。

委員： 文書が無いという回答に請求者は理解しますか。

事務局： 多くの方にはご理解いただいておりますが、中にはご納得いただけない方もいます。今年度も1件、開示請求があった時点では、必要が無くなり廃棄した後であったため文書不存在を理由に非開示とした処分に対し不服申し立てが出されました。情報公開・個人情報保護審査会に諮問した結果、市の処分は妥当であるとの答申があり、その趣旨に従い、不服申し立てを棄却する決定をしました。

委員： 市の文書に廃棄規定はありますか。

事務局： 文書管理規則があり、その中で保存年限が永年、10年、5年、3年、1年、1年未満と決まっています。1年未満以外の行政文書は、ファイル基準表に掲載し、そこに保存年限とともに廃棄年度も記載しています。そして廃棄年度が到来しますと、その時点で再度確認した後、しかるべき形で廃棄しています。なお、1年未満のものについては、所属の課長が、必要が無くなったと判断した段階で、廃棄の手続をとることになっています。

委員： そういうプロセスを請求者がわかれば、クレームは出てこないと思います。文書管理規則は、市議会の承認を受けてつくるのですか。

事務局： 文書管理規則は議会に諮っていません。議会の議決が必要なのは条例だけです。

委員長： もし必要であれば、資料を用意いただきます。

委員： 市民としては、市が市民に都合の悪い情報は適当に廃棄してしまうのではないかという疑念を持っている方もいるかもしれない。そういう人に、そんなことがないということがわかる体制を市として構築しておいていただきたいと思います。

◆武蔵野市情報公開委員会の運営に関する確認について

事務局が当日配布資料④「武蔵野市情報公開委員会の運営に関する確認（平成17年10月21日第1回委員会申し合わせ）」に基づき説明。

委員： 傍聴希望があるときは、一般にその会議の議長が許可しますと言っているケースが多いが、今回の場合、事務局から傍聴者がいますというだけで、委員長が許可するという発言がなかったが、そのような傍聴基準でよいのですか。

事務局： 各種委員会の場合、傍聴基準は、ほぼ横並びのものをつくっています。委員長に判断いただくところは、第3条の定員を超える申し込みがある場合の取扱い、第5条で委員会の運営上支障があると認める者の傍聴を拒否すること、第7条で例外的に写真等の撮影や録音等を許可すること、そして第9条において傍聴基準に違反した者を退場させることです。委員長からご発声していただく場合もありますが、前回、既に傍聴基準はこういう形で確認させていただいていましたので、事務的な処理としました。

委員長： 原則として公開ということですし、わざわざ形式的にイエスと言われることを諮るのもまどろっこしいと思い、このような処理にしました。傍聴を認めないという理由がない限り、そのまま傍聴していただくということで進めようと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆係争事件について

事務局が当日配布資料⑤「平成13年（行ツ）第299号、（行ヒ）第284号文書非開示処分取消請求上告・上告受理申立事件の決定について」に基づき説明。

委員： 去年10月下旬に新聞に載っていましたが、市報には2月1日号に掲載されています。もっと早く市報に掲載できなかったのですか。

事務局： 10月末に判決があり、11月から判決を受けての今後の対応について、庁内の各部局との調整を行いました。そして、12月の市議会ですら報告をし、その上で市報を通じて市民のみなさまにお伝えするという手順で行いました。その結果、市報は原稿の締め切りがおおむね1ヶ月前ですので、最短の2月1日号への掲載となりました。

各部局との調整に時間を要したのは、土地の購入でも2種類あり、それぞれで

の情報の取り扱いを整理する必要があったからです。1つは、今回の裁判で問題となったものでもありますが公有地の拡大の推進に関する法律に基づくものです。いわゆる持ち込みによるもので、諸用地と表現していますが、これについては自分から買ってくださいますと言っているのも、個人のプライバシーに配慮しつつも、判決としてはプライバシーの要保護性が低いという趣旨で、非開示が認められませんでしたので、決算やホームページなどで明らかにしていくこととなりました。

もう一つは、都市計画に基づいて、計画的に土地を購入していくものです。こちらについては、計画の執行中に、他の人がいくらで売ったのかという情報が公開されると、ごね得といたしますか、いわゆる買収計画に悪影響を与えることになるおそれがありますので、すべての土地の購入が終わるまでは公開しないということにしました。

◆委員報酬に係る源泉徴収税額の改正について

事務局が当日配布資料⑥「委員報酬に係る源泉徴収税額の改正について」に基づき説明。

<質疑応答なし>

◆委員名簿の作成について

事務局が当日配布資料⑦「武蔵野市情報公開委員会委員就任承諾書兼履歴書」に基づき説明。

委員同士で連絡を取り合ったりすることに等に活用するため、名前、住所、電話番号及びFAX番号を記載した委員名簿を作成し、委員に配布することとなった。

◆ビデオテープ及び録音テープの写しの交付について

事務局が当日配布資料②「ビデオテープ及び録音テープの写しの交付について」に基づき説明。

委員長： この件は、前の委員会から引き続き議論されてきていることなので、この委員会でも検討事項であるという報告として承りたいと思います。ここで何か意思判断するという段階ではありません。

委員： 現状維持でいいと思います。ビデオテープに撮られて、それを保管されることはちょっと気になります。

委員長： 写しの交付を受けた人が自分の手元に置いておくのはいかがかということですね。

委 長： ビデオテープは、実際にはあまりないような気がしますが、どういうところでビデオテープを使用していますか。

事務局： いろいろな行事をやる場合、次回開催時の参考のため記録することがあります。そして最近増えてきているのが防犯カメラです。保育園、小・中学校、文化施設等に設置しています。

防犯カメラについては、その取扱いについて市としての統一的な規則を作成していかうと考えています。録画した映像の保管期間等を規定していく予定です。

また、行事等の記録映像では、例えば大学教授が講演した内容をそのまま録画したビデオテープの写しの交付に応ずると、大学教授が持っている知的ノウハウがダビングされ、いろいろなところで使用されてしまうおそれがあります。

さらに、肖像権的な観点から顔が特定できるものは個人情報といえますが、さつと通り過ぎた画像があった場合等、どこまで識別できれば個人情報とするのかという問題もあります。

委員長： 防犯ビデオの記録映像は、刑事事件となると、必要に応じて出すことがあると思いますが、一般の開示請求の対象として開示をすることはあり得るのですか。

事務局： ビデオテープの開示請求は、多摩の各市では本市も含め例はありません。

委員長： 個人情報等いろいろな複雑な要因がかかわってくる懸案があるということだけ念頭に置いておいていただければと思います。

◆平成18年6月以降のC I Mコラムのテーマについて

事務局が議題の提案趣旨を説明。

委 員： 18年度予定している主な事業一覧の中で、武蔵野市観光推進計画（仮称）が目につきました。このごろの武蔵野市の変化を踏まえ、都市観光の推進という観点から推進計画をC I Mで取り上げてはどうかと思います。また、商工会館の1階の地域情報センターもその役割を担うはずだったと思うのですが、当初の目的と現状について関連で取り上げたらどうかと考えました。

2点目として、市では「まなこ」、「みちまちみどり」等、さまざまな広報誌が出ています。それについて、ご案内してみるといいのではないかと、また併せて武

蔵野市史の編さんについても盛り込み、これらの広報誌を読んでもらうきっかけになればと思いました。

3点目は、団塊の世代が随分取りざたされているので、地域発見推進事業等に関して、詳しく取り上げてはどうかと思いました。

委員長： この案を検討していきたいと思いますが、ほかに何か意見はありますか。

事務局： 今後の予定ですが、2月が「指定管理者制度とコミュニティセンター」、3月が「外国人向けサービスについて」、4月が「市長と市民のタウンミーティングと市長への手紙について」、そして5月が「市長の退職金の問題と交際費について」となっています。ただ、退職金につきましては、12月議会では決まらず、継続して審議していくことになっていますので、どこまで触れられるか課題があります。

また、西上原委員から提案のありました武蔵野市観光推進計画（仮称）については、計画を策定する委員会が18年4月に立ち上がる予定ですので、6月とか早い段階では、まだコラムに取り上げていただけるような議論には至っていないと思います。

委員長： 耐震構造の偽装が話題になっていますが、市の建築物の安全に対する取り組みみたいなものは、これまでコラムで取り上げられましたか。市の取り組みについて、あまり一般の人たちの耳に入らないことかと思いますが、皆さんの関心があるときに取り上げてもいいと思います。

委員： この間、NHKで、自治体が行っている耐震診断や、民間に依頼した耐震診断に対する援助制度が紹介されていました。また、耐震構造に改築するときにも補助のある自治体もあるそうです。武蔵野市はどのようなのですか。

事務局： 市では昭和56年の建築基準法改正前の建物と木造密集地域の建物を対象にした耐震診断制度があります。また、耐震偽装事件に関連して、1月1日から建築指導課で専用の相談窓口を設置しています。せつかくの窓口を知らない方もいるので、早めに取り上げた方がいいかもしれません。

委員： それは、ホームページにも載っている相談ですか。

事務局： そうです。お知らせの最初のほうに載っています。

委員： 相談件数は多いですか。

事務局： 開設する前からかなり問い合わせはあったようです。特に年末はかなり多かったようです。

委員： マンション管理組合の理事が最も関心があるのは、耐震診断問題です。市役所で相談すれば、無料で診断してもらえるのですか。

事務局： 市で実施している相談は、構造計算書等の書類から主に設計の妥当性を確認するもので、現地での建物の調査、診断というものは行っていません。事業者団体等の紹介はしていると思います。

委員： 相談の対象となる物件には制約はあるのですか。

事務局： 昭和63年の建築基準法改正前と後では、建築申請の段階の許可基準が違いますので、違うと思います。その点も含めてCIMコラムで取り上げていただければと思います。

委員長： 耐震云々に絞るよりは、もう少し建築物の安全について市役所としてどんなことをしているのかということ、少し広報的にしてもらえればと思います。そういう取り組みを市民の方も知って活用するなり、皆さん知恵を得ていただければ、一つのシビル・インフォメーション・ミニマムになると思います。

委員： 団塊の世代推進事業について、2007年に団塊の世代が地域に戻ってくるという問題もあります。

ボランティアセンターでお帰りなさいお父さんパーティーという講座をしていたと思いますが、その後講座をきっかけにそういう活動ができているのか、あるいは全然できていないのか、ちょっと知りたいと思いました。ボランティアは、生涯学習の視点から見ると、地域づくりとかいろいろな方面に力を入れるべきものだと思いますが、ボランティアセンターがどの程度機能しているのか、知りたいと思います。

もう一点は、社会教育委員について、どういうことをやっているのか、どんな方がやっているのか、CIMで取り上げていただければと思いました。

委員： 団塊の世代も関係しますが、この間、成人式に出て、新成人がすごく少ないことがわかりました。団塊の世代がいずれ戻ってくるとか、少子化の状況など人口構成の推移で見て、数字でわかるようにすると良いと思います。

あと、健康診断が新しい施策でどのように変わってきているのか、また、日赤でも、システムが変わって、小児科のお医者さんがいないというようなことも知りたいです。

委員長： 僕も一通り全部読みましたが、僕の世代にとって活字だらけをいっぱい読むの

は苦痛を感じます。ちょっとしたグラフが入ると非常にメッセージ性は高いと思いますし、言葉で尽くせる以上に伝えられることはたくさんあります。もしスペースが許容できるなら、検討してください。

事務局： 「建築物の安全について」は早めに掲載していきます。その他のものは各委員から提案されたことを次回までに整理します。例えば「お父さんお帰りなさいパーティーとボランティア」については、NPO市民活動ネットワークが1月28日に30数団体の参加で設立され、そのネットワークの中心を支えているのが、DANKAIプロジェクトという市民活動団体のメンバーです。また、NPO基本計画の策定委員会にも、ボランティアセンターの運営委員長が加わっているなど、NPO、ボランティアにも新たな動きが出ています。そのあたりにも触れながらNPO、ボランティア、団塊の世代ということで1つ書けるのではないかと思います。

人口構成、少子・高齢化は、もう少し組み立てが必要と思います。健康づくりや日赤の小児科の話は、健康づくり支援センターも含めて、1つテーマとして取り上げられるかと思います。

社会教育委員は、教育委員会とも調整し1本書けるか検討します。

委員長： 事務局で整理したものを次回検討することにします。

2 前回会議録について

平成17年10月21日（金）に開催された「第1回情報公開委員会会議要録」については、原案のとおり承認された。

3 次回日程について

第3回情報公開委員会は、平成18年4月13日（木）午後6時30分から消費生活センター講座室において開催することとなった。

【事前配布資料】

- ① CIMコラム掲載状況（第四期長期計画基本施策別）
- ② 平成18年度予定している主な事業一覧
- ③ 第1回情報公開委員会会議要録（案）

【当日配布資料】

- 武蔵野市ホームページリニューアルについて（企画政策室広報課資料）
- ① CIMコラムテーマ案について
- ② ビデオテープ及び録音テープの写しの交付について
- ③ 平成17年度行政文書開示請求及び不服申立等の状況
- ④ 武蔵野市情報公開委員会の運営に関する確認（平成17年10月21日第1回委員会申し合わせ）
- ⑤ 平成13年（行ツ）第299号、（行ヒ）第284号文書非開示処分取消請求上告・上告受理申立事件の決定について
- ⑥ 委員報酬に係る源泉徴収税額の改正について
- ⑦ 武蔵野市情報公開委員会委員就任承諾書兼履歴書
- ⑧ 季刊むさしの 2005・冬号